

宝塚市の給与・定員管理等について

職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。

この公表は「広報たからづか」12月1日号で掲載していますが、広報誌での掲載は、紙面の都合上、概要版となっておりますので、本資料での公表は、総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と職員手当を合わせたもので、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などのバランスを考えて、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（地方公共団体給与情報等公表システム）をご覧ください。

1 ■ 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	人 233,842	千円 72,128,410	千円 824,918	千円 14,366,742	19.9%	21.2%

(注) 1 人件費には給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金や特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字化の指標となります。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 1316(160)	千円 5,474,628	千円 1,787,054	千円 2,149,441	千円 9,411,123	千円 6,376	千円 6,245

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、平成25年4月1日現在の人数です。

3 「職員A」欄の（）人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。

4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) 総人件費削減の取り組みについて

職員給与の抑制と職員定数の削減により総人件費の削減を図っています。

1 給与減額の状況

平成 26 年 1 月 1 日から国の要請等を踏まえた減額措置に取り組んでいます。

(給料・報酬) 5～1.3% (手当) 地域手当に左記減額分を反映

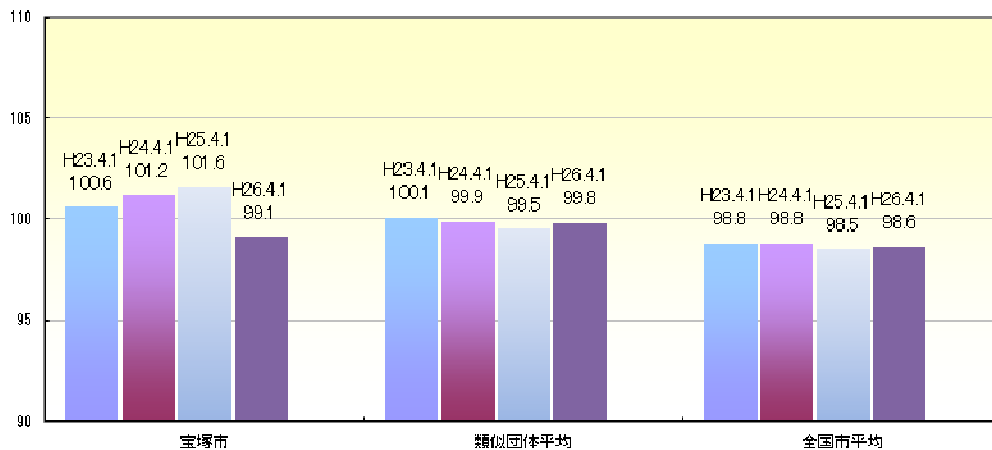
2 特別職の給与の抑制

特別職の給与の見直しや自主カットによる削減 (市長 10%、副市長 7%、教育長・上下水道事業管理者・病院事業管理者 5%)。

3 職員定数の削減

事業の見直し、民間活力の導入、退職者補充の抑制などにより職員数の適正化を図っています。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成 24 年～25 年は国家公務員の時限的な(2 年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の引き下げ率を上回る平均 3%の引下げ。激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 15%に対し、宝塚市においては 15%。ただし当分の間 13%を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	12%	15%	13%
宝塚市の支給割合	12%	15%	13%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	43.1 歳	329,566 円	447,573 円	426,428 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	393,936 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
類似団体	42.3 歳	326,667 円	415,305 円	374,667 円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A / B
宝塚市	42.3 歳	188 人	319,091 円	406,159 円	382,044 円	-	-	-	-
清掃職員	42.4 歳	49 人	315,864 円	430,783 円	384,895 円	廃棄物処理従業員	44.7 歳	288,100 円	149.5%
給食調理員	41.11 歳	54 人	310,477 円	373,190 円	369,881 円	調理師	42.4 歳	270,800 円	137.8%
用務員	44.5 歳	43 人	332,533 円	423,401 円	398,307 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	212.4%
兵庫県	52.7 歳	580 人	330,000 円	400,516 円	368,554 円	-	-	-	-
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円	-	-	-	-
類似団体	47.8 歳	170 人	325,647 円	387,357 円	363,034 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	6,755,473 円	3,939,100 円	171.50%
給食調理員	6,002,166 円	3,591,400 円	167.13%
用務員	6,666,190 円	2,747,000 円	242.67%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成 23 年～25 年の 3 年平均。)

調理師は兵庫県の平均値、他 2 種は全国計の平均値。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているも

のではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や60歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や60歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なるため、正確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	39.9 歳	299,865 円	379,587 円
兵庫県	42.3歳	356,500 円	415,773 円
類似団体	41.3歳	322,144 円	374,829 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	37.2 歳	287,860 円	399,935 円
類似団体	39.5歳	314,448 円	407,205 円

- (注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 技能労務職のうち「職員数」については、類似団体以外は総職員数、類似団体は平均職員数です。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,415円	176,642円	172,200円
	高校卒	149,416円	143,131円	140,100円
技能労務職	高校卒	149,416円	139,809円	137,200円
	中学卒	131,428円	-	129,200円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	178,415円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	149,416円		
消防職	大学卒	186,082円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	156,691円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,198円	348,889円	373,837円	405,712円
	高校卒	-	321,464円	345,345円	370,110円
技能労務職	高校卒	-	315,096円	346,174円	360,677円
	中学卒	-	297,912円	328,624円	352,203円
教育職	大学卒	-	360,240円	-	-
消防職	大学卒	280,655円	350,513円	375,820円	416,385円
	高校卒	239,361円	321,480円	366,890円	384,631円

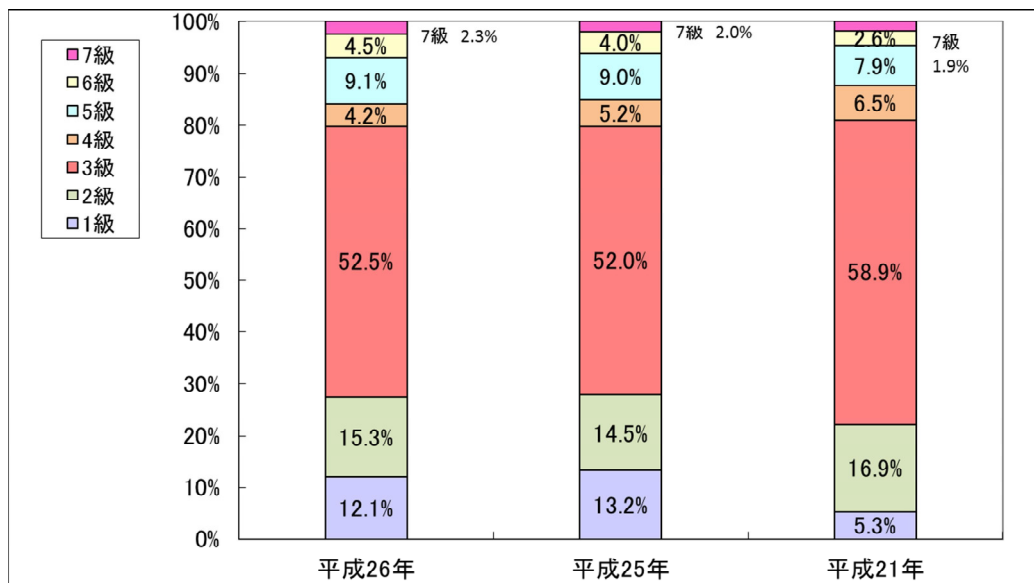
(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していないものです。

3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事・技監・部長	14人	2.3%	399,500円	497,800円
6級	室長	27人	4.5%	366,300円	493,600円
5級	課長	54人	9.1%	326,200円	449,700円
4級	副課長	25人	4.2%	294,200円	433,800円
3級	係長・主任	313人	52.5%	224,300円	418,900円
2級	事務職員・技術職員	91人	15.3%	172,900円	369,100円
1級	事務職員・技術職員	72人	12.1%	125,200円	251,600円

- (注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 平成22年1月から管理職員を対象に人事評価結果を定期昇給に反映しています。
- 昇格選考対象者等に対して勤務成績の評価を実施しています。

4 ■ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成25年度)	宝塚市		兵庫県		国	
	千円		千円		千円	
	1,456		1,803		-	
支給割合 (平成25年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
	(1.45 月分)	(0.65 月分)	(1.45 月分)	(0.65 月分)	(1.45 月分)	(0.65 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 2%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% (抑制後 4%~10%) ・ 管理職加算 10%~20% (抑制後 5%~10%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 平成 21 年 6 月から管理職員及び一部の非管理職員を対象に人事評価結果を勤勉手当に反映しています。
- 2 懲戒処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

勤続年数	宝塚市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	43.7月分	52.44月分
最高限度	52.44月分	52.44月分	52.44月分	52.44月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2～20%		定年前早期退職特別措置 2～45%	
平均支給額	5,176千円	24,534千円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績(平成25年度決算)			709,824千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			481千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	12%	1,300人	12%
地域手当補正後ラスパイルズ指数			99.1
(ラスパイルズ指数)			99.1

(注) 地域手当補正後ラスパイルズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するために、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイルズ指数。

(補正前のラスパイルズ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	42,079千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度決算)	28%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等 手当	クリーンセンターに勤務する 職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	7,170千円	1日600円(荷重5トン以上のク レーンの運転業務に従事したと きは、1日400円を加算する。)
災害対策業 務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されていると き、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒 雨天等の現場における災害対策業務に従事したと き	185千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を 受ける職員以外の職員で当 該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び 第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当す ると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に 従事したとき	0千円	1日 290円
行旅病人等 処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の收容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	行旅死亡人の收容をしたとき	0千円	1回 1,000円
年末年始特 別勤務手当	当該業務に従事した職員	死体の火葬に従事したとき	1,868千円	1回 500円
消防夜間特 殊勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が 特に定める日に勤務したとき	3,973千円	1日 5,500円
消火等業務 手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	15,701千円	1当務 700円
	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,207千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救 命士	救急業務に出動したとき	4,324千円	1回 250円(救急救命士法施行 規則(平成3年厚生省令第44号) 第21条各号に掲げる業務に従 事したときは、1回510円)
高所等作業 手当	消防本部に勤務する職員	救急業務に出動したとき	1,930千円	1回 150円
		はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所に おいて消防業務等に従事したとき	112千円	1回 220円
主任技術者 等手当	当該業務に従事した職員	潜水作業に従事したとき	35千円	1回 310円
		電気主任技術者その他市長が特に必要があると認 める主任技術者等に選任されたもの	564千円	月額 5,000円(電気主任技術者 については、保安監督箇所が2 箇所を超えるときは、1箇所増す ごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転 業務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限 る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したと き	244千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車と して運転する業務に従事したとき	3千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に 従事したとき	498千円	1回 50円
監督指導 手当	当該業務に従事した職員	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	180千円	月額 15,000円
		相当数の作業員等を指揮監督する作業長	987千円	月額 10,000円
		数人の作業員等を指揮監督する班長	2,316千円	月額 4,000円
医師特別 調整手当	医療職給料表(一)の適用を 受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務に ある職員で36号給以上の号給に決定されたものの うち市長が別に定める職員(以下この表において「部 長級の職員」という。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の 職員を除く。)	4,560千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給 以上の号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給 以下の号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成25年度	226,189千円	222千円
平成24年度	228,737千円	222千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 16～22歳の特定期間に対する加算各5,000円	同		158,589千円	230,843円
住居手当	借家等居住者 限度額 27,000円 持家に居住する世帯主である職員 5,300円 (新築または購入から15年間は6,800円)	異	支給無し	126,468千円	133,264円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円 自動車、単車などの使用者 通勤距離別(2キロ以上)に支給 自動車は2,000円から29,500円、単車などは2,000円から24,500円	異	(自動車・単車の両方)2,000円から24,500円	126,791千円	98,901円
管理職手当	理事・技監 89,000円 部長級 82,000円 室長級 71,000円 課長級 62,000円 副課長級 49,000円 係長級 40,000円 係長級のみ加給金あり (正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1ヵ月10時間を超えた場合に、20時間を限度に勤務1時間当たり1,800円)	異	職責に応じて46,300円から139,300円	326,877千円	561,644円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給(ただし役職者以外のみ)	同		62,056千円	135,198円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき、4,200円を支給	同		72千円	4,500円
管理職員特別勤務手当	副課長級以上の職員が勤務を要しない日又は休日 に勤務した場合1日につき次の額を支給 部長級 10,000円、室長級 8,000円、 課長級 6,000円、副課長級 4,000円	異	最高 12,000円	6,996千円	31,093円

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等		
	給料月額	【()内は、減額措置を行う前の金額】	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	市長	889,000円	(988,000円) 1,130,000円 / 463,500円
	副市長	748,000円	(804,000円) 950,000円 / 637,000円
報酬	議長	683,000円	(719,000円) 770,000円 / 527,400円
	副議長	613,000円	(646,000円) 720,000円 / 466,000円
	議員	563,000円	(593,000円) 670,000円 / 438,800円
期末手当	市長	(平成25年度支給割合)	
	副市長	2.95月分	
	議長	(平成25年度支給割合)	
	副議長 議員	2.95月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額 × 在職月数 × 0.41	17,495,520円 任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.25	8,976,000円

(注) 1 地域手当として市長、副市長に給料月額の12%を支給しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 ■ 職員数の状況

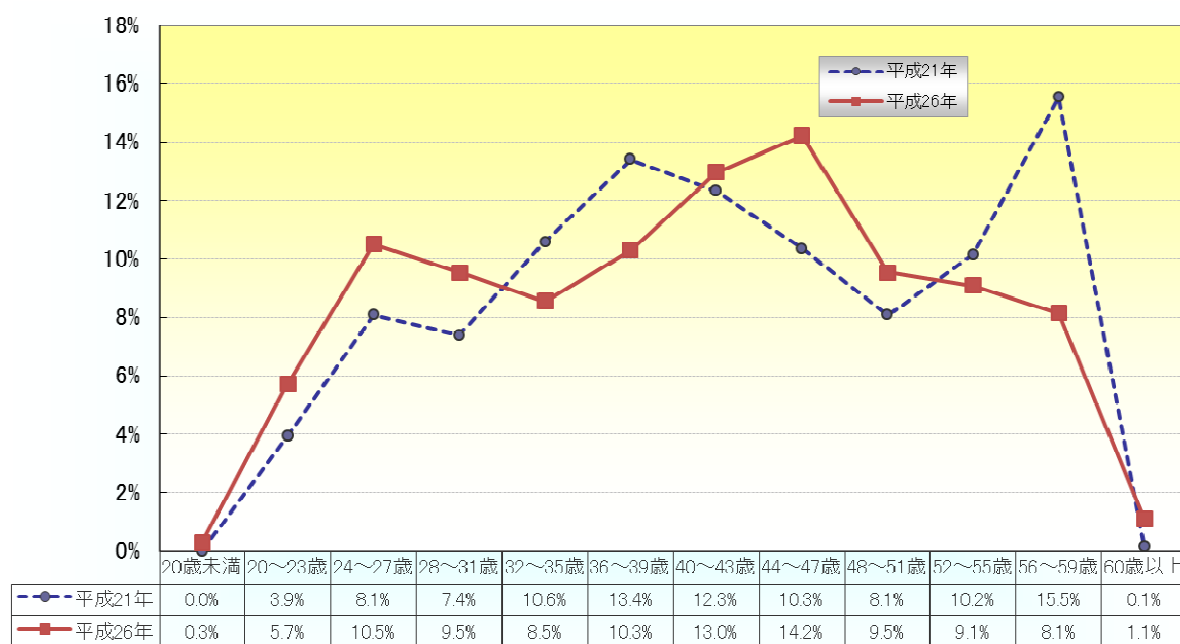
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数(一般職)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	
		総務	190	195	5	職員の充実による。
		税務	55	56	1	職員の充実による。
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	16	18	2	職員の充実による。
		土木	117	110	△7	業務の見直しによる。
		民生	295	298	3	業務増による。
		衛生	129	126	△3	業務の見直しによる。
	計	826	827	1	(参考)人口1万人当たり職員数 35.37人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 43.43人)	
		教育部門	262	259	△3	業務の見直しによる。
	消防部門	229	228	△1	市長部局に危機管理監の設置による。	
	小計	1,317	1,314	△3	(参考)人口1万人当たり職員数 56.19人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 61.46人)	
公営企業等会計部門	病院	542	539	△3	業務の見直しによる。	
	水道	82	72	△10	料金収納業務の民間委託化による。	
	下水道	20	21	1	職員の充実による。	
	その他	45	45	0		
	小計	690	677	△13		
合計		2,006 (2,546)	1,991 (2,546)	△15 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 85.14人	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
2 合計欄の()内は、条例定数の合計です。
3 上表は、定員管理調査に基づく数値です(国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます)。

※定員適正化計画後期計画では、平成22年4月1日に目標数の129人を上回る247人を減員し、計画を達成しました。平成26年4月1日時点で、前年度に比べて職員数が減少しているのは、水道事業の一部を一部民間委託したためです。今後も引き続き、平成23年3月に策定した定員適正化計画に基づき、地方公営企業(上下水道事業および病院事業)の職員を除く職員について平成22年4月1日から平成28年4月1日までの6年間で85人削減すること等に取り組み、定員の適正化に努めます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成21年	0人	80人	164人	150人	215人	272人	250人	210人	164人	206人	315人	3人	2,029人
平成26年	6人	114人	209人	190人	170人	205人	258人	283人	190人	181人	162人	22人	1,990人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
一般行政	895	861	837	827	826	827	△68 (△7.6%)
教育	283	275	269	262	262	259	△24 (△8.5%)
消防	228	219	216	229	229	228	0 (0.0%)
その他	52	52	48	44	45	45	△7 (△13.5%)
普通会計	1,458	1,407	1,370	1,362	1,362	1,359	△99 (△6.8%)
公営企業会計部門	572	594	619	638	644	632	60 (10.5%)
総合計	2,030	2,001	1,989	2,000	2,006	1,991	△39 (△1.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数